

「えひめ県立高校教育改革実行計画」策定支援業務 仕様書

1 目的

本県では、国が策定した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下「グランドデザイン」という。）を踏まえ、知事部局、地域、大学及び産業界と連携・協働し、実効性の高い「えひめ県立高校教育改革実行計画」を策定することとしている。

本計画では、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保を通じた高校教育の転換により、県立高校が、将来の労働市場や地域経済を支える「イノベーションを興す力を底上げする起点」としての役割を果たすことを目指している。

本業務は、県立高校において、高校教育改革の取組を円滑かつ効果的に推進するため、本計画の策定を専門的知見から支援することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託する業務の内容

(1) 「えひめ県立高校教育改革実行計画」の策定支援

① 現状分析・課題整理

グランドデザイン及び本県の県立高校を取り巻く現状について十分に理解した上で、次に掲げる業務を実施すること。

- ・本県が指定する改革先導拠点及び協力校に対するヒアリング調査
- ・県内企業、経済団体、大学その他の関係機関並びに有識者に対するヒアリング調査
- ・本県の産業動向、人口構造の変化、地域社会の課題その他必要な情報の収集及び分析
- ・上記調査及び分析結果を踏まえた本県の県立高校における課題の整理及び対応方策の提案

② 「えひめ県立高校教育改革実行計画」素案の作成

上記(1)の分析及び課題整理の結果を踏まえ、「えひめ県立高校教育改革実行計画」の素案を作成すること。なお、素案には次の事項を盛り込むこと。

- ・グランドデザインを踏まえた本県の高校教育改革の基本方針及び方向性
- ・専門高校の機能強化・高度化及び普通科改革に関する施策
- ・地理的条件等を踏まえた多様な学びの機会の確保に関する施策
- ・関係機関（市町、大学、産業界等）との連携・協働体制の構築に関する事項
- ・教員の資質・能力の向上及び働き方改革の推進に関する事項
- ・ICT環境、施設設備その他教育環境の整備に関する事項
- ・成果指標（KPI）、推進体制及び進捗管理手法に関する事項

(2) 改革先導拠点の取組支援

本県が指定する改革先導拠点に対し、教育改革の取組状況及び進捗状況に関するヒアリングを実施するとともに、目標達成及び取組の改善・発展に向けた助言その他必要な支援を行うこと。

また、各拠点の取組状況を整理・分析し、県全体の高校教育改革の推進に資する知見及び改善提案を取りまとめること。

4 成果物の提出

(1) 成果物

ア 提出する成果物は、以下のとおりとする。

No.	成果物	内容
1	ヒアリング調査報告書	ヒアリング調査により収集した情報、意見及び課題等を整理・分析した報告書
2	現状分析報告書	本県の産業動向、人口構造の変化、地域社会の状況、その他必要な情報について調査・分析した報告書
3	えひめ県立高校教育改革実行計画(素案)	本県が目指す高校教育の将来像の実現に向け、基本方針、施策体系、推進体制、評価手法等を整理した計画書
4	KPI・ロードマップ資料	成果指標、目標値、実施工程及び進捗管理手法を整理した資料

イ 成果物のうち、テキストベースで作成したものは、Microsoft Word、Excel、PowerPoint形式又はPDF形式による電子ファイルを、CD又はDVDに格納して提出すること。

ウ 画像や動画については、DVDに格納して提出すること。

(2) 提出場所

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課魅力化推進グループ
(愛媛県庁第一別館10階)

TEL 089-912-2954

E-mail koukouyouik@pref.ehime.lg.jp

(3) その他

ア 電子データについては、全てウイルス対策ソフトにより検査した上で提出すること。

イ 提出物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

5 留意事項

(1) 業務実施、進捗状況の報告等

ア 受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）その他関係法令・条例等を遵守すること。また、県の信用又は名誉を損なう行為を行わないこと。

イ 受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることがないように十分な対策を講じること。

(2) 実施体制

ア 本業務の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備すること。

イ 本業務における県との連絡窓口は一本化すること。

ウ 受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割や能力を有す

る者を統括責任者として配置しなければならない。

- ・経費配分や要員配置など、本業務の遂行に必要な受託者のリソースを調整することができること。
- ・コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、県と円滑に合意形成できること。
- ・リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。

エ 本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すること。

オ 県は、本業務の従事者について、業務の実施が著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

(3) 著作権の取扱い

ア 受託者は、成果物等の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）について、検査完了をもって県に全て移転するものとする。

イ 受託者は、成果物等について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ウ 受託者は、成果物等に係る著作権者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行行使しないものとする。

エ 成果物等の中に、既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。

(4) 機密保持について

ア 受託者は、次に掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提示若しくは漏えいしてはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。

なお、契約内容の履行目的以外に使用し、又は第三者に情報を開示する必要が生じた場合は、事前に県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。

- ・契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
- ・履行過程で知り得た一切の情報
- ・納入成果物等に関する一切の情報

イ 受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

ウ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 業務の再委託について

ア 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を県に提示し、県から承諾を得た場合はこの限りではない。

イ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

ウ 再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(6) その他

ア 本業務に係る一切の経費（コンサルティング、調査・報告、交通費、宿泊費、各

種データ費等)は、全て委託金額に含むこと。

イ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

ウ 県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、契約を解除し、又は損害賠償を請求することができるものとする。

6 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、本仕様書に定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と認められる事項については、本業務に含まれるものとする。